

きらり☆にしよど企業賞 実施要領

(目的)

第1条 この表彰は、地域社会と区内産業の発展に貢献した企業等を表彰することにより、社会貢献活動の推進及び区内産業の活性化を図ることを目的とする。

(表彰対象)

第2条 表彰の対象は次のとおりとする。

- 1) 西淀川区内に事業所がある会社や個人企業、財団・社団法人、協同組合などの団体（以下、「企業等」という。）とする。
- 2) 活動については、単独あるいは共同いずれも対象とする。
- 3) 営利、非営利は問わない。
- 4) 過去に第6条に規定する表彰を受けたことがある企業等は対象外とする。

(対象となる活動)

第3条 区内の事業所において、地域社会と区内産業の発展に貢献した活動とする。

(応募の方法)

第4条 募集は公募によるものとし、自薦・他薦を問わないものとする。

(選考の方法)

第5条 表彰企業等は、別に定める選考委員会の議を経て、区長が決定する。

(表彰)

第6条 表彰は、最優秀賞、優秀賞を各々1企業等へ授与する。また、必要に応じて地域貢献賞、優良企業賞を設け、表彰を行う。

(表彰内容)

第7条 表彰企業等には、表彰状を贈呈するとともに、区広報紙、区ホームページ等へ掲載し区民・事業所に広く周知する。

2 表彰状の贈呈は、表彰企業等を決定した後、適切な期日において行う。

(その他)

第8条 その他必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。